

=====

CHINA IP Newsletter JETRO 北京事務所知的財産権部 知財ニュース
2016/2/23号 (No.224)

=====

【最新ニュース・クリッピング】

○ 法律・法規等

1. 林業局、「林業植物新品種保護行政法執行弁法」を發布(中国知識産権资讯网 2016年1月20日)
2. 国家知識産権局、専利法改正で専門家らと交流(国家知識産権網 2016年1月20日)

○ 中央政府の動き

1. 国資委、中央企業に知的財産権関連法律などの厳守を要求(国家知識産権網 2016年1月20日)
2. 文化部、文化産業への投入を拡大、知的財産権保護を強化(国家知識産権戦略網 2016年1月19日)
3. 全国権利侵害模倣品摘発活動指導グループ、第9回全体会合を開催(国家知識産権戦略網 2016年1月18日)
4. 全国権利侵害模倣品摘発活動指導グループ馬恩中副主任、国際商標協会代表団と会談(中国打撃侵權工作網 2016年1月14日)

○ 地方政府の動き

1. 北京人民調停協会、知的財産権専門委員会を設立(国家知識産権網 2016年1月20日)
2. 広西自治区、特許件数の2倍増を目指す活動計画を発表(国家知識産権網 2016年1月20日)
3. 青海省、昨年の専利出願・登録件数の伸び幅が国内トップ(国家知識産権戦略網 2016年1月19日)
4. 遼寧省知識産権局、知的財産権保護支援専門家バンクを設立(国家知識産権網 2016年1月18日)

○ ニセモノ、権利侵害問題

1. 工商総局、昨年に知的財産権侵害事件3万4000件摘発(国家知識産権網 2016年1月20日)
2. 全国の工商部門で信用喪失者6686人に制限措置を実施(工商総局公式サイト 2016年1月19日)
3. 昨年の専利権侵害紛争の扱い件数がおよそ8割増、詐称事件が3割増(国家知識産権戦略網 2016年1月15日)

○ 多国籍企業 R&D

1. ファーウェイとエリクソン、特許クロスライセンス協定を更新(中国知識産権资讯网 2016年1月15日)

○ 統計関連

1. 中国の特許出願件数、5年連続で世界最多(国家知識産権網 2016年1月15日)

● ニュース本文

○ 法律・法規等

★★★1. 林業局、「林業植物新品種保護行政法執行弁法」を發布★★★

国家林業局はこのほど、改正「林業植物新品種保護行政法執行弁法」(以下、「弁法」)を發布した。改正前の「弁法」に比べて、林業植物新品種の保護に関する行政法執行の度合いが一段と強化された。

「弁法」によると、林業行政部門が職権に基づき林業植物新品種権侵害容疑のある行為を調査する時、生産現場の立ち入り調査などを実施し、違反行為のある者に対し、偽造行為などの即刻停止、違法標識の廃棄処

分などを命じることができる。また、権利侵害者に対する処罰について、模倣品の数量が膨大で、模倣品を広域にわたって販売した場合、事件に関わった金額の 10 倍にあたる制裁金を科すことができると規定している。(出典: 中国知識産権资讯网 2016 年 1 月 20 日)

★★★2. 国家知識産権局、専利法改正で専門家らと交流★★★

国家知識産権局はこのほど、清華大学法学院、中国社会科学院法学研究所を訪れ、専門家交流会を開いて専利法の第 4 回改正について有識者の意見を聞き取った。国家知識産権局専利局張茂于副局長が交流会に出席し演説を行った。

張副局長は、中国の経済、社会の発展の急速な発展に伴い、経済発展モデルの転換、イノベーションによる発展駆動戦略の実施には、知的財産権保護の強化、自主的イノベーション能力の向上が求められているとの認識を示した後、専利法の第 4 回改正では課題を方向性にし、イノベーション主体の需要に注目して際立った問題の解決に取り組む必要があると指摘した。

各交流会において、国家知識産権局条法司の責任者が専利法修訂草案の送審稿について、注目されている主要内容とホットな課題を紹介した。専門家らはそれぞれ、知的財産権法、民法、行政法の視角から送審稿に関する意見を述べ、踏み込んだ交流を行った。

(出典: 国家知識産権網 2016 年 1 月 20 日)

○ 中央政府の動き

★★★1. 国資委、中央企業に知的財産権関連法律などの厳守を要求★★★

中央企業による法整備を一層推進し、法に則って企業を管理する水準の向上を目指し、国務院国有資産監督管理委員会(国資委)はこのほど、「法治中央企業建設の全面的推進に関する意見」を打ち出し、中央企業に対して、法に則って市場競争に参加し、独占や知的財産権などに関する国の法律法規、市場規則を厳格に守り、断固として違反行為を根絶するよう要求した。

同「意見」はまた、中央企業は法に則って国際化経営を展開し、国家安全審査、反独占審査と知的財産権など分野の法律リスクを高度に重視しなければならないと強調した。このほか、法律管理水準の向上に取り組み、知的財産権管理と知的財産権保護の強化により、企業の自主的イノベーション、モデル転換、ブランド育成を後押しするよう求めている。

(出典: 国家知識産権網 2016 年 1 月 20 日)

★★★2. 文化部、文化産業への投入を拡大、知的財産権保護を強化★★★

1 月 11 日に開幕した香港国際ライセンスショーにおいて、文化部・香港マカオ台湾弁公室李健鋼副主任が、モデル転換とグレードアップの肝心な時期を迎えている大陸部の文化クリエイティブ産業に、政府は投入を拡大し、企業の発展を支援し、知的財産権保護を強化する方針であると明らかにした。

香港貿易発展局が主催する第 14 回香港国際ライセンスショーに、15 カ国の 340 社以上の企業が出展している。中国大陸部からは、広東や浙江、四川などから 30 数社が単独出展したほか、文化部が 60 数社の大陸部企業を率いて共同出展し、ラウンドテーブル、交流会など多数のイベントを催した。

大陸部のライセンス産業について、李副主任は、「まだ始まったばかりの段階にあるが、潜在力が大きく、香港企業との協力などによりどんどん発展するだろう」と語っている。

(出典: 国家知識産権戦略網 2016 年 1 月 19 日)

★★★3. 全国権利侵害模倣品摘発活動指導グループ、第 9 回全体会合を開催★★★

このほど、全国の知的財産権侵害・模倣劣悪商品摘発活動指導グループが第 9 回全体会合を開催した。会議で議長を務めた国務院汪洋副総理が、権利侵害模倣品摘発活動は、イノベーションによる発展駆動戦略と「大衆創業、万衆創新」を推進する上での重要な保障であると強調し、党の第 18 期五中全会の精神に基づき、

長期体制の構築と総合的管理能力の向上に取り組み、権利侵害模倣品摘発活動を新たな段階へ押し上げなければならないと指摘した。

2011～2015年の第十二期五カ年計画において、全国で150数回の特別行動を実施し、100万件以上の違法犯罪事件を摘発し、5.9万件の裁判で約7万人の容疑者に判決を下した。汪副総理は、これまでの実績を総括した後、さらに2016～2020年の第十三期五カ年計画における権利侵害模倣品摘発活動について、インターネット・農村部などの重点分野を対象とする特別行動の継続、地域を跨ぐ共同エンフォースメントの強化、国際協力の積極的な推進、行政処罰情報公開制度の徹底などを求めた。

(出典: 国家知識産権戦略網 2016年1月18日)

★★★4. 全国権利侵害模倣品摘発活動指導グループ馬恩中副主任、国際商標協会代表団と会談★★★

2016年1月12日、全国知的財産権侵害模倣品摘発活動指導グループ弁公室馬恩中副主任が商務部で、中国訪問中の国際商標協会 (INTA) Etienne Sanz de Acedo 最高経営責任者 (CEO) が率いる代表団と会談を行った。

双方はそれぞれの2015年の活動状況と2016年の活動計画を紹介した後、今後の協力事業について討議を交わした。

(出典: 中国打撃侵権工作網 2016年1月14日)

○ 地方政府の動き

★★★1. 北京人民調停協会、知的財産権専門委員会を設立★★★

1月14日午前、北京人民調停協会が設立した初の専門委員会である知的財産権専門委員会が設立式典を開催した。北京市司法局馬燕副局長、北京市知識産権局朱建紅副局長をはじめ、北京市知識産権局、北京市知的財産権保護通報苦情サービスセンターなどの関連機関の責任者らが出席した。

昨年6月、市司法局と市知識産権局は「知的財産権関連の業界的、専門的な人民調停組織建設の共同推進に関する協力協定」を締結した。知的財産権紛争に関する人民調停委員会の第一陣のメンバーとして、市知識産権局は中国電子工業標準化技術協会、北京ソフトウェア・情報サービス協会を含む6つの業界組織を推薦した。6つの業界組織は昨年12月末までに、裁判所や当事者から194件の調停依頼を受け付けており、そのうちの69%に当たる133件の調停に成功している。今回の知的財産権専門委員会の設立により、北京市の知的財産権紛争に関する人民調停活動は、活動の体制とメカニズムにおける一段の改善が期待される。

(出典: 国家知識産権網 2016年1月20日)

★★★2. 広西自治区、特許件数の2倍増を目指す活動計画を発表★★★

広西チワン族自治区はこのほど、「広西特許二倍増実施計画(2016～2020年)」を発表した。特許の質向上を奨励し、2020年に人口1万人あたり特許保有件数が現在より2倍増の6件に達する目標を掲げた。

広西は2012年に「広西特許倍増計画」を作成、実施した。昨年末までに、広西の人口1万人あたり特許保有件数と特許登録件数はいずれも全国トップの増加率に達成した。人口1万人あたり特許保有件数は2010年末の7倍となる2件で、特許総合実力指数による全国でのランキングは29位から20位に浮上している。

「広西特許二倍増実施計画(2016～2020年)」によると、広西自治区は2020年末までに特許出願件数が15万件以上に達し、登録件数と人口1万人あたり特許保有件数が2015年末より2倍増加する。このほか、広西は知的財産権取引プラットフォームの整備を急ぎ、3つの知的財産権サービス集積エリアを整備し、中国・アセアン知的財産権国際交流協力センターを設立することとしている。

(出典: 国家知識産権網 2016年1月20日)

★★★3. 青海省、昨年の専利出願・登録件数の伸び幅が国内トップ★★★

青海省の昨年の専利(特許、実用新案、意匠)出願件数と登録件数はいずれも全国最速の伸び幅を実現した。専利出願件数が2590件、前年より68.84%増加し、専利登録件数が1217件、同96.61%増加した。人口

1万人あたりの特許保有件数が同43.85%増の1.135件に達する。また、昨年の出願件数と登録件数の中で、特許、実用新案、意匠と有効特許はいずれも大幅に増加した。青海省知識産権局関係者が明らかにした。

青海省知識産権局は、経済発展における青海省の核心的競争力の向上を目指しており、専利の創造・管理・保護・運用の各分野で目覚ましい成果を遂げている。2011～2015年の「第十二期五カ年計画」において、専利の総出願件数が6799件に達し、年平均成長率が前の5年間の3倍にあたる37.15%に達した。これまでの総出願件数は1万1548件となっている。

(出典: 国家知識産権戦略網 2016年1月19日)

★★★4. 遼寧省知識産権局、知的財産権保護支援専門家バンクを設立★★★

先日、遼寧省知識産権局が遼寧省知的財産権保護支援専門家バンクの専門家リストを公表した。遼寧工程技術大学などからの専門家66名が入選した。

専門家バンクは、遼寧省の大学や科学研究機関、企業、知的財産権サービス機構の技術と法律分野の専門家からなる。人材資源の整合と知的財産権の発展における専門家の重要な役割を果たすことが狙いである。遼寧省の知的財産権部門は、重大な影響を有する知的財産権事件について専門家らが研究、提案を行うことを奨励するとともに、研究開発、経済貿易、投資、技術移転などに関する重要な活動について専門家らが知的財産権の分析、論証、早期警報サービスを提供することを支援するとしている。

(出典: 国家知識産権網 2016年1月18日)

○ ニセモノ、権利侵害問題

★★★1. 工商総局、昨年に知的財産権侵害事件3万4000件摘発★★★

2015年、全国の工商部門が摘発した知的財産権侵害事件は上昇傾向を示し、通年で知的財産権侵害事件3万4000件、虚偽広告や虚偽表示などに関する事件2万700件を摘発した。国家工商行政管理総局がこのほど明らかにした。

また、国家工商総局関係責任者によると、昨年、中国の消費者権益侵害事件は多発し、通年で消費者の合法的権益を侵害した事件8万7000件を摘発し、総摘発件数の16.8%を占め、この比例が昨年より6.4ポイント上昇した。このほか、昨年のインターネットを利用した不正競争事件は不正競争事件全体の5.3%を占めることがわかった。

(出典: 国家知識産権網 2016年1月20日)

★★★2. 全国の工商部門で信用喪失者6686人に制限措置を実施★★★

昨年12月1日から今年1月11日にかけて、国内31の省・自治区・直轄市の工商、市場監視管理部門は会社登録手続きにおいて信用喪失者6686人に対して制限措置を実施した。国家工商行政管理総局関係者が明らかにした。

信用喪失者による会社登録などを制限するための全国工商信用喪失被執行者情報共有交換システムは昨年12月1日、正式に運用が開始された。金銭的な余裕があるにもかかわらず悪意をもって債務を返済しない信用喪失者、いわゆる「老頼」リストに載せられている者は今後、全国範囲で会社の法定代表者、取締役、監査役、上級管理職などの重要な役職を担当できなくなる。工商総局と各地の工商、市場監視管理部門の登記登録システムはその会社登録申請を自動的に拒絶するとともに、申請者に人民法院への連絡を促す通知書を発行する。

(出典: 工商総局公式サイト 2016年1月19日)

★★★3. 昨年の専利権侵害紛争の扱い件数がおおよそ8割増、詐称事件が3割増★★★

2015年、全国の専利(特許、実用新案、意匠)行政法執行機関が取り扱った総件数が3万5844件に達し、前年に比べて46.4%増加した。この中で、専利紛争に関する事件は、専利権侵害紛争の1万4202件を含む

1万4607件で、同77.7%増加し、専利詐称事件は2万1237件で同30.6%増加した。1月14日午前、国家知識産権局が行った記者会見でわかった。

国家知識産権局が記者会見で発表したデータによると、昨年の地域別ランキングでは、特許登録件数が最も多いのは江蘇省の3万6015件で、続いて2～10位はそれぞれ、北京(3万5308件)、広東(3万3477件)、浙江(2万3345件)、上海(1万7601件)、山東(1万6881件)、安徽(1万1180件)、四川(9105件)、湖北(7766件)、陝西(6812件)となっている。

記者会見ではまた、企業別ランキングや専利複審委員会による審判件数、弁理士試験合格人数などに関するデータが公表された。

(出典: 国家知識産権戦略網 2016年1月15日)

○ 多国籍企業 R&D

★★★1. ファーウェイとエリクソン、特許クロスライセンス協定を更新★★★

1月14日、華為(ファーウェイ)とエリクソンがグローバル特許クロスライセンス協定を更新した。同協定は、両社の保有している GSM、UMTS、LTE などの携帯電話規格を含む無線通信規格関連の基本特許に関わるものである。

協定によると、双方はそれぞれの保有する標準必須特許を全世界において相手側が使用することを許諾する。更新協定の一部として、ファーウェイは今年から実際の売りに基づいてエリクソンに使用料を支払う。

ファーウェイ知的財産権部丁建新部長は、「協定は、イノベーションと知的財産権を保護すべきであるという両社の共通認識を表すもので、他人の知的財産権を使用するための合理的な対価を支払うことは、技術イノベーション・共有の促進と産業発展の加速などに重要な意義がある」との認識を示している。

(出典: 中国知識産権资讯网 2016年1月15日)

○ 統計関連

★★★1. 中国の特許出願件数、5年連続で世界最多★★★

国家知識産権局が1月14日発表したデータによると、2015年、中国の特許出願件数は初めて100万の大台を突破し、5年連続で世界最多となっている。

国家知識産権局が昨年に受理した特許出願件数は前年比18.7%増の110.2万件であった。特許登録件数は35.9万件、この中で内国特許登録が昨年より10万件、61.9%増加した26.3万件となっている。また、特許、実用新案、意匠の3種類権利の出願件数における特許出願の割合が39.4%に達し、特許出願のシェアが増加傾向を続け、中国のイノベーション能力が絶えず向上していることがうかがえる。

昨年、企業による特許登録件数は15.9万件、内国特許登録件数の60.5%を占め、前年より4.1ポイント上昇した。中国石油化学が2844件の登録件数で企業部門の首位に立った。

(出典: 国家知識産権網 2016年1月15日)

【バックナンバー等の閲覧】

中国の知財関連情報全般、関係法規、本ニュースレターのバックナンバー等をご覧になりたい方は、弊社ホームページにアクセスして下さい。

<http://www.jetro-pkip.org/>

【配信停止】

配信停止を希望される場合は、下記の URL にアクセスの上で「Unsubscribe」ボタンを押して下さい。

【ご感想・お問い合わせ】

本ニュースレターに対するご感想・お問い合わせ等がございましたら下記までご連絡下さい。

日本貿易振興機構(ジェトロ)北京事務所知的財産権部

TEL: +86-10-6528-2781

E-Mail: pcb-ip@jetro.go.jp

【著作権】

本ニュースレターの著作権はジェトロに帰属します。

本文の内容の無断での転載、再配信、掲示板への掲載等はお断りいたします。

【免責】

ジェトロはご提供する情報をできる限り正確にするよう努力しておりますが、提供した情報等正確性の確認・採否は皆様の責任と判断で行ってください。

本文を通じて皆様に提供した情報の利用(本文中からリンクされているウェブサイトの利用を含みます。)により、不利益を被る事態が生じたとしてもジェトロはその責任を負いません。

【発行】

日本貿易振興機構(ジェトロ)北京事務所知的財産権部

=====
Copyright JETRO Beijing IPR Department, all rights reserved